

# 研究活動における不正防止計画

株式会社CrowLabは、調査研究活動における不正行為を防止し、公的研究費の適正な管理・運営を確保するため、次のとおり不正防止計画を策定する。

## 1. 研究活動における不正防止

不正発生要因	不正防止計画
研究活動における不正防止に関する意識の不徹底	規則の内容について社内外に周知を図る。研究倫理教育責任者を置き、調査研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を年1回実施し、その検証・確認をする。
研究データの保存・開示に関するルールの不徹底	報告書や論文作成に使用した研究データ等の資料を5年間保存し、必要な場合に開示することを研究者等に義務付ける。
研究活動における不正行為に関する通報窓口の周知が不十分	研究活動における不正行為に関する通報窓口を設置し、ウェブサイト上の公開等により社内外に周知を図る。

## 2. 公的研究費の適正な管理・運営

不正発生要因	不正防止計画
不明確な責任体系	最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、ホームページでの公開等により社内外に周知を図る。
納入及び検収業務の形骸化	公的研究費に関して納品事実の確認を徹底するとともに、取引業者に対しては研究費の適正な使用についての周知を行い、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の措置を講じる。

不正発生要因	不正防止計画
非常勤雇用者についての不明確な雇用管理体制	研究に係る非常勤雇用者の業務の進捗管理や指導・教育を徹底し、勤怠管理は出勤簿を備え付けて行うこととする。
出張旅費・謝金等の支払いに係る事実確認の不徹底	出張については事前に処務規則に基づいて承認を得るとともに、旅費等について申し出ることとし、出張後は復命書とともに出張の事実を確認できる領収書等を提出する。 謝金等の支払いをする場合は事前に会計内規に基づいて承認を得るとともに、経費等について申し出ることとする。終了後は、謝金領収書、業務報告書等を提出する。
研究費の不正使用に関する通報窓口の周知が不十分	不正使用等に関する通報窓口を設置し、ウェブサイト上での公開等により社内外に周知を図る。